訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

重要事項説明

１．当事業者が提供するサ-ビスについての相談窓口

電話：　０４８（５５１）１１１５

担当：　＿＿＿＿＿＿＿＿

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

２．介護老人保健施設　はなみずきの概要

<事業所名>　医療法人社団　優慈会

介護老人保健施設　はなみずき

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所

<所在地>　埼玉県深谷市柏合１０４１－１

<介護保険指定番号>　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

（埼玉県　１１７４６０２３７３号）

３．利用料金

（１） 基本料金　　要介護・要支援利用料　（訪問リハビリテーション）

※端数の処理上、介護保険法で定められた１日の利用者負担額に関して若干の誤差が生じます。

区分等	基本単位	費用額（10割）	利用者負担額		
			１割負担	２割負担	３割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問（１回２０分以上のサービス、１週に６回が限度）	３０８	３１３３円	３１４円	６２７円	９４０円

加算	基本単位	費用額（１０割）	利用者負担額		
			１割負担	２割負担	３割負担
短期集中リハビリテーション実施加算（１日につき）	+２００	２０３４円	２０４円	４０７円	６１１円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（１日につき）	+２４０	２４４１円	２４５円	４８９円	７３３円
リハビリテーションマネジメント加算　2（ロ）（１月につき）	+２１３	２１６７円	２１７円	４３４円	６５０円
リハビリテーションマネジメント加算　3（医師による説明と同意）（１月につき）	+２７０	２７４６円	２７５円	５５０円	８２４円
移行支援加算	＋１７	１７３円	１８円	３５円	５２円
サービス提供体制強化加算（１回につき）	+6	６２円	7円	１３円	１９円
退院時共同指導加算（１回につき）	+６００	６１０２円	６１１円	１２２１円	１８３１円

介護職員処遇改善加算Ⅱロ	既存加算に対して1.5%の上乗せ加算となります。

（2）その他（共通項目）

・　サービス実施記録の複写・・・・・・・・・・・・・・３０円／枚

・　深谷市以外の交通費について、深谷市を超えた地点から１キロ当たり１１０円とします。

・　領収書再発行代・・・・・・・・・・・・・・・・・２２０円／枚

（3）支払方法

毎月月末で締めさせていただき、当月５日以降の利用日に前月分の請求をいたしますのでお支払い下さい。

（4）キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
①サービス利用の２４時間前までにご連絡いただいた場合	無　料	無料
②サービス利用の２４時間前までにご連絡のない場合	４，０００円	４，０００円

※　ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

４　相談、要望、苦情等の窓口

介護老人保健施設に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口☆

担当

電話番号：０４８（５５１）１１１５

受付時間 月～金 午前１０：００～午後５：００

上記以外の方法としまして、受付窓口に投書箱を用意してありますので、ご利用下さい。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所（長寿福祉課）　　電話　０４８（５７４）６６４５

埼玉県国民健康保険団体連合会　電話　０４８（８２４）２５６８

大里広域市町村圏組合　　電話　０４８（５０１）１３３０

５　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、計画的な医学管理を行なっている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要の指導を行なう。

６　事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし 12 月 31 日から 1 月 2 日までは除く）
営業時間	午前８時４５分～午後５時４５分 （ただし、サービス提供時間は提供する区域により移動時間を考慮する）

７　施設の職員体制

	常勤（兼務も含む）	非常勤	備考
医師	1		
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	7	1	
その他			

８　緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

９　事故発生時の対応

１　サービス提供等により事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

１０　心身の状況の把握

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

１１　居宅介護支援事業所等との連携

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたり、居宅介護支援事業所及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

１２　サービス提供の記録

（１）　サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。また、その記録はサービスを終了した日から２年間保存します。

（２）　利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

１３　通常の事業の実施地域

深谷市

令和　　年　　月　　日

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

（所在地）埼玉県深谷市柏合１０４１－４

（名称）　医療法人社団　優慈会

介護老人保健施設　はなみずき

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所

（説明者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書及び、本書面により、事業者から訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

（住所）

（氏名）　　印

家族等

（住所）

（氏名）　　印